

第108号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立自然環境活用センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立自然環境活用センター

2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和703番地

高和自然環境活用センター管理会

会長 藤本 藤吉

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

神戸市立自然環境活用センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立自然環境活用センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立自然環境活用センター

2. 指定管理者

高和自然環境活用センター管理会

代表者 会長 藤本 藤吉

住 所 神戸市西区押部谷町高和 703

3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和元年度～令和 6 年度 限度額：4,000 千円

5. 令和 2 年度予定額 622 千円

(令和元年度指定管理料 610 千円)

6. 選定までのスケジュール

指定管理者選定評価委員会 令和元年 10 月 3 日 (木)

7. 選定理由

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」については、指定管理者の選定について公募によらず指定することができる」とされている。

上記団体は、地域住民によって構成され、同施設の設置目的である農村文化の伝習や地域農業の振興を図るための人材の確保、地元との連携を円滑に行うことができ、事業を適切に執行できる団体であると認められるため、経済観光局指定管理者選定評価委員会において指定管理者としての業務執行能力を有するものとして選定した。

[施設の概要]

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 設立経緯  | 学童等に自然に恵まれた環境のなかで農業の体験実習及び農業の知識の習得の場を提供するとともに、地域の農業の振興を図るため設置する。 |
| (2) 所在地   | 西区押部谷町高和字堂西 1289   |
| (3) 開設時期  | 昭和 59 年 5 月  |
| (4) 施設の内容 | 土間教室, 板の間教室, 和室, 駐車場その他便益施設                                      |
| (5) 施設の規模 | ・敷地面積 831 m <sup>2</sup><br>・延床面積 166 m <sup>2</sup><br>・構造 木造平屋 |
| (6) 開館時間  | 午前 10 時～午後 5 時   |
| (7) 休館日   | 火曜日と年末年始 (12 月 28 日から 1 月 4 日まで)                                 |